

「飯田市 域産域消の食育店」認定制度

平成 24 年 2 月制定

令和 7 年 4 月改定

【目的】

南信州地域で生産される農林水産物及びその加工品を積極的に使用して、地域内外に食文化を発信する店舗等を「飯田市 域産域消の食育店」として認定する。地域の「食」を地域で支え地域の食文化を育てる「域産域消の食育活動」を通し、南信州産品の生産・消費拡大と食に関わる域内産業の振興を図ることを目的とする。

地域で生産された農林水産物等の資源を、当市が大切にしてきた「結い」の精神と、農業、商業、観光、健康分野等多様な人々とのつながりによって「食の地域内循環」の構築を目指し「域産域消」という言葉で推進する。

【認定基準】

飯田市内に店舗があり、概ね 1 年の営業実績があること。且つ以下の基準を全て満たすこと。

I 地元産食材の活用推進

- (1)「域産域消の食育活動」の趣旨に賛同し、南信州産の食材を積極的に活用し、その食材を主とした料理や商品を提供していること。
- (2)今後も南信州の食材を使用した料理・商品を積極的に提供する意欲があること。

II 域産域消の食育活動推進

- (1)市が実施する食育イベントや食農体験・農家交流等の事業に協力する意志があること。

III 広告宣伝の推進

- (1)南信州産の食材の使用や、提供する料理や商品を店内等で分かりやすく表示すること。
- (2)域産域消の食育活動を市のホームページや広報等で紹介されることを承諾すること。

【認定店に期待する役割】

- (1) 本制度の趣旨に従事者やお客様に周知し、理解を促進すること。
- (2) 認定証を店内に掲示し、市が用意する P R チラシ等の配布に協力すること。
- (3) 「食の地域内循環」の一環として、生産者や小売業者等との連携を図ること。
- (4) 地元で生産された安心な農林水産物の美味しさを伝えるとともに、地域の食文化の担い手として、食育に取り組むこと。

【審査】

飯田市が申請書に基づき、認定基準や過去の営業実績等も考慮し申請内容の審査を行う。

【認定】

審査会で認定された店舗には認定証を交付し、2 年に 1 回店舗へのヒアリングを実施する。

ただし、食品衛生法等の関係法例に違反した場合等、社会通念上、認定店としてふさわしくない行為をしたとき及び認定取り消しの申し出があった場合は、認定を取り消す。